

学校環境衛生管理 Q & A

Q) 学校のフェンスに蔦が絡まり、除草剤で処理をしたいが、除草剤の使用について学校で使用可能な除草剤、使用した場合の注意点はありますか？

A) 学校において、雑草の処理はなかなか厄介な問題です。物理的に雑草を抜く事が出来るのであれば児童生徒への健康影響も少ない事から、基本的にはできるだけ農薬は使わないと言う事が第一です。また、児童生徒のいないときに使用するよう配慮が必要です。

平成 22 年に文部科学省から発刊された「学校衛生管理マニュアル」P204 に農林水産省・安全局長、環境省水・大気環境局長から都道府県知事・政令市長宛てに「住宅地等における農薬使用について」が掲載されています。この中で、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に隣接する農地及び森林において農薬を使用する時は、農薬が飛散する事による住民、子供等の健康被害が生じないように通知が出されています。

それぞれの省より出されているマニュアル及び指針の活用をお願いします。

農薬を使用する場合は、以下の事について配慮をしてください。

- ①定期的に農薬を散布せず、病害虫の状況に応じた適切な防除を行う。
- ②物理的防除に努め、使用回数・量の削減を行う。
- ③農薬取締法に基いて登録された当該防除対象の農作物等に適応のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法及び注意事項を守って使用する。
- ④農薬散布は無風又は風が弱い時に行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意する、また、飛散が少ない形状の農薬を使用、農薬の飛散を抑制するノズルを使用するなど、飛散防止に最大限配慮する。
- ⑤農薬散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。投薬散布区域の近隣に学

校、通学路がある場合は当該学校、及び子どもの保護者への周知を図り、散布時間帯に最大限配慮する事。散布時に立て看板の表示等により散布区域内に関係者以外が入らないようにする。

- ⑥使用した場合は、使用年月日、場所、対象植物、使用した農薬の種類、名称並びに農薬の単位面積当たりの使用量、希釈倍数について記帳し、一定期間保管する。
- ⑦混用の場合は混用時の注意事項を厳守する。これまでの知見に無い組み合わせは避ける。(混用時の安全性の情報把握と必要性の高い組み合わせは農薬製造者へ情報提供する)
- ⑧農薬使用による健康被害の相談があったら、関係部局は相互に連携し、適切に処理を行う。
- ⑨揮発による影響がある場合は留意する。
- ⑩使用にあたっては京都府の指針に従う。もしくは環境省「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に従うこと。



<参考資料>

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル【環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室 代表 03-3581-3351、直通 03-5521-8311】

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

文責 京都府学校薬剤師会 会長 守谷まさ子